

各位

不動産投資信託証券発行者名  
オリックス不動産投資法人  
代表者名 執行役員 市川 洋  
(コード番号 8954)

投資信託委託業者名  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光男  
問合せ先 常務執行役員 八塚 弘文  
TEL : 03-3435-3285

**投資信託委託業者に対する処分に関するお知らせ**  
**( 社団法人 投資信託協会 )**

オリックス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用を受託する投資信託委託業者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下「OAM」といいます。)は、平成 18 年 10 月 26 日、会員として所属している、社団法人 投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)より下記のとおり処分を受けましたので、お知らせいたします。

OAMでは今回の処分を厳粛に受け止め、業務改善に取り組んでまいります。

記

**1. 処分の内容**

過怠金 500 万円の徴収

**2. 処分を受けた日**

平成 18 年 10 月 26 日

**3. 処分の理由**

**(1) 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反**

OAMは、本投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、平成 13 年 12 月から平成 18 年 3 月までの間において、運用資産に組み入れる不動産の取得時等に本来行うべき審査等の業務を適切に行っておらず、かかる行為は、投資信託及び投資法人に関する法律第 34 条の 2 第 2 項に定める善管注意義務に違反するものと認められる。

**(2) 一般事務受託者としての善管注意義務違反**

OAMは、一般事務受託者として本投資法人に対して行っていた機関運營業務において、平成 13 年 9 月から平成 18 年 2 月までの間に開催したとする当該投資法人の役員会 130 回のうち 88 回について、当該投資法人の役員会の招集事実がなく、OAM職員によるいわゆる持ち回りを行っていた。かかる行為は、平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 112 条第 2 項に定める善管注意義務に違反するものと認められる。

上記(1)および(2)の行為は、投信協会定款第 14 条第 1 項第 6 号に該当する、というもの。

**4. 今後の予定**

OAMでは、平成 18 年 8 月 31 日付けで公表したニュースリリース「金融庁および関東財務局への「業務改善計画」提出について」の別紙、「業務改善計画(要旨)」に記載のとおり、適切な業務執行体制、内部管理体制等の構築および再発防止策を講じ、業務改善に取り組んでおります。かかる取り組みを今後も継続してまいります。なお、過怠金 500 万円はOAMから徴収されるものであり、本投資法人の業績への影響はありません。

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会